附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年五月一日から施行する。

2　この省令による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令（以下「新省令」という。）の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。

一　第二十九条の改正規定による改正後の規定　平成二十三年四月末以降に終了する対外直接投資に係る外国法人の事業年度に係る報告

二　第三十条の改正規定及び別紙様式第五十二の改正規定による改正後の規定　平成二十三年四月末以降に終了する事業年度に係る報告

三　第三十二条、第三十六条第四号及び別紙様式第五十四の改正規定による改正後の規定　平成二十三年四月末現在分の報告

四　前三号に掲げる規定以外のこの省令による改正後の規定　平成二十三年五月一日以降の取引又は行為に係る報告

（経過措置）

第二条　承認金融機関又は外国為替の取引等の報告に関する省令第二十一条又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をする者（以下「承認金融機関等」という。）は、財務大臣が定める日までの間、新省令第十条第一項の規定により別紙様式第十三による報告をしなければならないとされる資本取引について、同項の規定にかかわらず、当該様式に代えて、別紙様式第十六により報告することができる。

2　承認金融機関等は、財務大臣が定める日までの間、新省令第十条第三項の規定により報告をしなければならないとされる資本取引について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第十九により報告することができる。

3　この省令の施行日前に、この省令による改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令第十条第一項の規定により対外直接投資について報告をした者又は外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第二十二条第一項又は第二十四条第一項の規定により対外直接投資について届出をした者は、当該対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡について、新省令第十条第三項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第十九により報告することができる。

4　この省令による改正後の別紙様式第二、第十四、第十六、第十七、第十八、第十九、第五十二及び第五十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第二、第十四、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第五十二及び第五十四による報告書を取り繕い使用することができる。

官報告

国家試験

平成23年度特別情報処理技術者試験

情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）第４条の規定に基づき、平成23年度特別情報処理技術者試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

なお、平成22年12月１日付け官報号外第253号において公示した平成23年度春期情報処理技術者試験は中止する。

平成23年４月11日

経済産業大臣　海江田万里

1　試験を実施する期日　平成23年６月26日(日)及び平成23年７月10日（日)。ただし、「3　試験の区分」に掲げられている試験ごとに試験を実施する期日は異なる。

2　試験地

⑴　「3　試験の区分」に掲げられている試験全てを実施する試験地　札幌、帯広、旭川、函館、青森、盛岡、仙台、秋田、山形、郡山、水戸、土浦、宇都宮、前橋、新潟、長岡、埼玉、千葉、柏、東京、長野、甲府、静岡、浜松、豊橋、名古屋、岐阜、四日市、富山、金沢、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、神戸、姫路、和歌山、鳥取、松江、岡山、福山、広島、山口、徳島、高松、松山、新居浜、高知、北九州、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

⑵　情報セキュリティスペシャリスト試験、応用情報技術者試験、基本情報技術者試験及びＩＴパスポート試験を実施する試験地　八王子、横浜・川崎、藤沢

⑶　応用情報技術者試験、基本情報技術者試験及びＩＴパスポート試験を実施する試験地　厚木

⑷　注意事項

①　試験会場は、指定できないものとする。

②　試験地は周辺の市町村を含む。藤沢試験地は、小田原地区を含む。

③　各試験地で収容能力を越えた場合には、それぞれ隣接する試験地での受験とする。なお、事前に通知は行わないものとする。

3　試験の区分及び試験を実施する期日

平成23年６月26日（日）に試験を実施する試験区分

プロジェクトマネージャ試験
データベーススペシャリスト試験
エンベデッドシステムスペシャリスト試験
情報セキュリティスペシャリスト試験
システム監査技術者試験
応用情報技術者試験

平成23年７月10日（日）に試験を実施する試験区分

基本情報技術者試験
ＩＴパスポート試験

4　受験資格　特に限定しない。

5　試験案内書・願書について　試験案内書・願書の入手方法については、「8　その他⑷」に掲げる各機関に問い合わせること。

6　受験願書の受付について

⑴　書面による受験願書の受付

①　提出先　〒113―8663　東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス15階　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター

②　提出方法　郵便局の郵便貯金の窓口から受験手数料を払い込むとともに受験願書を提出する。

③　受付期間　平成23年４月14日（木）から平成23年４月25日（月）までの期間中に消印のあるものに限り受け付ける。

⑵　インターネットによる受験願書の受付（クレジットカードを利用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　〒113―8663　東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス15階　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（ホームページアドレス http://www.jitec.ipa.go.jp/）

②　提出方法　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センターの指定するクレジットカードを利用して受験手数料を払い込むとともに独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センターの指定する電子情報処理組織を管理する電子計算機に受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出する。

③　受付期間　平成23年４月14日（木）午前10時から平成23年４月28日（木）午後８時までの期間中に独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センターの指定する電子情報処理組織を管理する電子計算機に受験願書に必要な項目が到着したことを確認できたときとする。

⑶　インターネットによる受験願書の受付（コンビニエンスストアを利用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　〒113―8663　東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス15階　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（ホームページアドレス http://www.jitec.ipa.go.jp/）

②　提出方法　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センターの指定するコンビニエンスストアを利用して払込期日までに受験手数料を払い込む。

③　受付期間　平成23年４月14日（木）午前10時から平成23年４月28日（木）午後８時までの期間中に独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センターの指定する電子情報処理組織を管理する電子計算機に受験願書に必要な項目が到着したことを確認できたときとする。